

可児市国民保護計画

可 児 市

目 次

第 1 編 総論

第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	用語の定義	3
第 2 章	国民保護措置に関する基本方針	7
1	基本的人権の尊重	7
2	国民の権利利益の迅速な救済	7
3	国民に対する情報提供	7
4	関係機関相互の連携協力の確保	7
5	国民の協力	7
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	8
7	災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	8
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	9
1	関係機関の事務又は業務の大綱	9
2	関係機関等の連絡先	11
3	国民保護に関する仕組み	11
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	12
1	地理的特徴	12
2	社会的特徴	13
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態	16
2	緊急処理事態	16

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章	組織・体制の整備等	18
1	市における組織・体制の整備	18
2	関係機関との連携体制の整備	20
3	通信の確保	23
4	情報収集・提供等の体制整備	24
5	研修及び訓練	27

第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	31
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31

第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備	33
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	33

第4章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動体制の迅速な確立	36
1	初動体制	36
2	市対策本部への移行	36
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37

第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部	38
2	現地調整所	39
3	通信の確保	40

第3章	関係機関相互の連携	42
1	国・県対策本部との連携	42
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	42
4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	市の行う応援等	44
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	45

第4章	警報及び避難の指示等	47
1	警報の伝達等	47
2	避難住民の誘導等	49

第5章	救援	5 7
1	救援の実施	5 7
2	関係機関との連携	5 7
3	救援の内容	5 8
第6章	安否情報の収集・提供	6 3
1	安否情報の収集	6 3
2	県に対する報告	6 3
3	安否情報の照会に対する回答	6 3
4	日本赤十字社に対する協力	6 4
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	6 4
第7章	武力攻撃災害への対処	6 6
1	生活関連等施設の安全確保等	6 6
2	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	6 8
3	応急措置等	7 2
第8章	被災情報の収集及び報告	7 7
1	被災情報の収集	7 7
2	被災情報の報告	7 7
3	被災情報の提供	7 7
第9章	保健衛生の確保その他の措置	7 8
1	保健衛生の確保	7 8
2	廃棄物の処理	7 9
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 0
1	生活関連物資等の価格安定	8 0
2	避難住民等の生活安定等	8 0
3	生活基盤等の確保	8 0
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 1
1	特殊標章等の交付及び管理	8 1
2	特殊標章等	8 1
3	特殊標章等及び赤十字標章等に係る普及啓発	8 2
第4編 復旧等		
第1章	応急の復旧	8 3
1	基本的考え方	8 3
2	公共的施設の応急の復旧	8 3

第2章	武力攻撃災害の復旧	84
1	基本的考え方	84
2	市が管理する施設及び設備の復旧	84
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
第5編	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86